

R3事業継続支援給付金給付事業

【営業時間短縮要請協力金(県への負担金)(第6-8期)】

商工観光部商工振興課

事業費：88,004千円

事業の背景

○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られることから、本市では、市内中小企業者等を対象に、事業継続支援給付金給付事業を実施してきたところである。

特に、飲食店事業者は、今回の県の営業時間短縮等の要請により、更に厳しい経営状況に置かれている。

- 1月19日：鹿児島県全体の警戒基準がレベル2に引き上げ
1月21日から2月3日までの2週間、本市を含む県内3市の飲食店等に営業時間短縮等を要請
- 1月24日：鹿児島県が「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請し、1月25日に同措置の適用が決定
1月27日から2月20日までの間、県内全市町村が措置区域に指定され、飲食店等に対する営業時間短縮等の要請が延長
- 2月18日：県内の新規感染者数の高止まりの状況が続いたことから、まん延防止等重点措置の適用期間が3月6日まで2週間延長
飲食店等に対する営業時間短縮等の要請期間も3月6日まで再び延長

事業の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、鹿児島県が市内飲食店等を対象に営業時間短縮等を要請したこと等に伴い、鹿児島県が協力要請に応じた飲食店等に支給する協力金のうち、その1割を負担する。

【対象者】 鹿児島県（鹿児島県が実施する営業時間短縮要請協力金事業への負担金）

【積算根拠】 営業時間短縮等の要請期間：令和4年1月21日から3月6日までの45日間分

市内対象店舗数：560店舗（県試算）

■非認証店分：57,146千円

■認証店分：30,858千円 合計 88,004千円

【事業費】 88,004千円（負担金補助及び交付金）